

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント
----------------------

### ②施設・事業所情報

名称：アスク東谷保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：仙石 一恵	定員（利用人数）：80（59）名	
所在地：愛知県名古屋守山区大字上志段味字青り掛1326番2		
TEL：052-739-7100		
ホームページ： <a href="https://hoiku-kikaku.co.jp">https://hoiku-kikaku.co.jp</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 令和5年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 アスクこども育成会		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称） 名	看護師 1名
	保育士資格 10名	栄養士 2名
	幼稚園教諭 8名	調理師 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 5 調乳室 1 沐浴室 1 調理室 1 ほふく室 1 検品室1 医務コーナー 1 事務室 1 シャワーパン 1 便所 5か所(15) 相談室兼休憩室 1 休憩室兼更衣室 1 ダムウエーター 1 その他（廊下、階段、収納庫）	砂場 1 バギー置場 1 非常階段 1

### ③理念・基本方針

<p>（運営理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心を第一に</li> <li>・いつまでも思い出に残る施設であること</li> <li>・本当に求められる施設であること</li> <li>・職員が楽しく働けること</li> </ul> <p>（保育理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの「自らのびようとする力」「後のびする力」を育てる保育を</li> <li>・こどもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実を</li> </ul> <p>（保育目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちと仲良く意欲的に遊ぶ子、優しさのある子、よい悪いを考えて行動できる子の育成に努める</li> </ul>
---

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況・特徴的な取組)

- ・保育園は緑豊かで閑静な新興住宅地の中に位置し、近くに「体感!しだみ古墳群ミュージアム」や志段味大塚古墳、小学校などもある。開設2年目の保育所であり、黄色をベースにしたモダンな佇まいで、内装やフローリング、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる生活にふさわしい場としての環境が整備されている。
- ・東京や京都、名古屋地区を含め4か所の姉妹園を有し、こどもの「自らのびようとする力、後のびする力」、「五感で感じる保育」を育む幼児教育の一環として、外国人講師による英語のプログラムや専任スタッフによる体操やリトミック、認定インストラクターによるレゴのプログラムによるプログラミングの礎を楽しむ特別プログラムを保育の中に導入している。

(保育サービスの実施状況)

- ・生後57日～就学前児童の保育を実施

開所時間：月曜日～土曜日 7時30分～19時30分  
 基本時間：月曜日～土曜日 7時30分～18時30分  
 コアタイム：月曜日～土曜日 9時～17時  
 延長保育時間：月曜日～土曜日 18時30分～19時30分

- ・地域未就園児の園庭開放「子育て支援あそぼう会」の実施については検討中

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月 25日(契約日) ~ 令和 7年 3月 31日(評価決定日)  【令和 7年 2月 13日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (令和 5年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(管理者のリーダーシップの発揮)

- ・理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、法人の保育指導担当者の訪問により、保育の質について課題設定を行い助言や指導をしている。
- ・『子どもの「自らのびようとする力」、「後のびする力」を育てる保育』、『子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実』を保育理念として、経営や運営、継続的な保育実践を通して施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士は子ども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。
- ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にしている取り組みをしている。
- ・玄関前には、プランターの花壇や菜園などがあり、四季の花々や茄子やピーマン、胡瓜など夏野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物や植物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
- ・室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具、遊びの展開が広がるような遊び空間や生活空間を工夫し提供している。
- ・散歩を活動に位置付け保育園周辺や公園などの散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、親子遠足で東山動物園に出かけたり、交通安全教室でパトカーの見物をしたりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・3・4・5歳児異年齢保育の中で、当番活動や鬼ごっこなどルールある遊び、買い物の体験やカレー作りなど、5歳児ならではの“らしさ”を発揮している。
- ・今後、電車やバスなどを利用しての体験活動など、公共交通機関の利用や公共の場での交流など5歳児ならではの更なる活動の展開も模索をしている。

◇改善を求められる点

(中・長期計画の実現化に向けて)

- ・法人や保育園の安定経営及び、保育の質の向上の実現を目指し、法人の中・長期計画を基に令和5年度から9年度のスパンで、目標や展望、人材育成や研修、利用者に求められる保育サービスの充実、地域交流、環境設定、第三者評価を軸にしたアスク東谷保育園の中・長期期計画を策定しているが、計画を実現するための財務面での裏付けは明示されていない。
- ・運営目標の実現のために、経営環境の把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した中期計画の策定を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。

(地域の子育て支援の場としての環境の提供に向けて)

- ・地域の未就園児園親子対象の園庭開放「子育て支援あそぼう会」は模索段階で未実施となっている。明確な計画の基に、定期的・継続的な開催を目指し実施していき、子どもや保護者が地域や家庭から孤立しないための子育てサポート事業の実現を期待したい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育者同士のかけ合いや、園内外の施設の利用など、開園2年目で確立してきたところも実感しつつある。一方で、地域とのつながりや、未就園の子どもを持つ家庭や子育てサポートの部分まで取り組みがされておらず、努力が必要と感じている。

大きな一歩は踏み出せないかもしれないが、今ある行事の折に、子育てサポートとなる相談できるような場を無理なく設けていけるように計画していきたいと思います。

ありがとうございました。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント>  ・子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した法人としての運営理念とアスク東谷保育園の保育理念を重要事項説明書や保育の全体的な計画に明記をしている。また、入園の案内には、法人の運営理念を明記している。 ・職員には、理念や基本方針などを含め運営や保育に関する事項を採用時に説明したり、年度初めに重要事項説明書を配布して説明をすると共に、会議や研修の折に周知や確認を図るように努めている。 ・保護者には、保育園見学や入園説明会で、重要事項説明書に基づいて説明をしている。必要に応じて、懇談会や行事などの折に口頭で説明したり、園だよりや連絡文書などに記載し周知を促すようにしている。 ・運営理念や保育理念、保育園情報などをホームページに登載している。また、区役所の支所に入園案内のパンフレットを設置したり、玄関に掲示をして広域的な周知を図るようにしている。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント>  ・本部において当該園の全体的な動向を把握し、運営方針や状況の確認、比較検討などを行い、当該園の経営に反映をさせるようにしている。また、市や区、幼保小連絡会、園長会議で地域の特徴や動向、入所状況や推移、保育のコストバランスなどの情報を把握して、当該園の今後の方向性を検討するように努めている。 ・入所定員数と利用人数の安定化や保育士の確保を経営状況の課題としているが、定期的な本部の訪問を受け、情報の伝達や確認、点検を受け、経営環境の改善、人材の確保や育成等に対応できるように努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③・b・c
<コメント>  ・当該園の経営上の分析等を行う担当として施設長が位置づけられ、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて現状を分析し、本部と協議しながら運営に反映させるように努めている。 ・施設長や主任保育士、保育士、栄養士、看護師、調理師と共に保護者の意見も踏まえながら、運営状況に照らし合わせコストバランスや保育の内容、保育の環境の整備、人材の確保や育成、保護者対応などについて現状を分析し本部と協議の上、職員会議等で検討して運営に反映させるように努めている。 ・事務処理の軽減化やペーパーレス化に向け、保育運営にIT化を導入し、コドモンなどのアプリを利用し、各種の保育記録や園だよりなどを始めとした連絡文書、出欠や健康状態、給食に関する情報、防災等安全に関する情報を発信し事務改善を進めている。また、保護者は情報をいつでもどこでも確認できる利便性を受け止めている。更に、「手ぶらで登園」を目指し、おむつの回収、寝具一式、食事用エプロンやスタイ、口拭きおしぼりの提供をしている。 ・限られた人的環境において、職員の勤務シフトの工夫やパート職員の活用により、保育に関わる準備や作業時間、事務時間の確保、休憩時間の確保、会議開催時間の工夫などをして、効率的で働きやすい環境の確保に努めている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	ⓑ	c
<コメント> ・法人や保育園の安定経営及び、保育の質の向上の実現を目指し、法人の中・長期計画を基に令和5年度から9年度のスパンで、目標や展望、人材育成や研修、利用者に求められる保育サービスの充実、地域交流、環境設定、第三者評価を軸にしたアスク東谷保育園の中・長期期計画を策定しているが、計画を実現するための財務面での裏付けは明示されていない。 ・運営目標の実現のために、経営環境の把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した中期計画の策定を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	ⓑ	c
<コメント> ・安定した運営の実現、安心できるより良いサービスの提供の実現を目指したアスクあじま保育園の中・長期計画を基に、反省・改善点を加味したアスクあじま保育園単年度事業計画を策定している。必要に応じて見積書等を取り揃えているが、収支の裏付けとして明記はしていない。 ・単年度事業計画の具体的項目や内容を実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り単年度事業計画に活かしていくことを望みたい。				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	Ⓐ	b	c
<コメント> ・中・長期計画の具体的目標に対して、年度ごとに具体的な項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定し、職員には会議などで周知を図るように努めている。 ・事業報告は年度末に項目ごとに振り返りや実施状況の評価を明記し、次年度への反映と共に、長・中期計画の妥当性や有効性を見直しに繋がるようにしている。 ・保育計画や行事計画などの計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。また、保護者の意見を聞いたり、保護者対象のアンケートを実施し、意見などを反映するようにしている。保育の実施状況の評価や見直しについては、保育実施後や行事ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、実施報告として明示して次年度の計画に反映させるようにしている。				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	ⓑ	c
<コメント> ・保育園の特色や基本方針、事業内容、健康や安全などを詳細に明記した「重要事項説明書」を用いて入園説明会で丁寧に説明をしている。必要に応じて、園だよりなどに明記し周知を図るようにしたり、いつでも見られるようにファイリングして玄関に設置している。また、タブレットやPC、スマートフォンなどアプリケーションソフトで共有できる環境を整えている。				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ	c
<コメント> ・保育の資質向上や保育サービスについてチェック項目に基づいて自己評価を行い、年3回振り返る機会として施設長との面談を実施し、保育の向上に繋げている。 ・保育内容や日々の保育については、月・週案などの計画作成、計画の実施、評価、見直しなどPDCAサイクルを継続的に実施することにより、保育の質の向上に向けての改善を図るようにしている。 ・定期的に愛知県福祉サービス第三者評価を受審する体制が整っており、第三者評価の受審は昨年度に引き続き今年度2回目である。第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、自己評価を実施している。				

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・保護者からは行事ごとにアンケートを実施し、評価を基に会議で改善に向けて検討し、職員間で共有化を図るようにしている。また、アンケート結果は保護者に伝えている。自己評価についても、チェック項目に基づいて評価をし、面接を通して確認する中で保育の向上に繋げている。 ・評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化して保育に反映することを期待したい。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について年度当初の会議において口頭で表明している。通常の会議や研修などでも表明をしたり、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明をしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等については、法人の「組織・職務分担・細則」に明文化され、それに基づいて業務活動が効率的に行われるようにしている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ⑥ ・ c
<コメント>  ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加したり書籍やインターネットで最新情報を入手したりして、その内容を職員に提供している。重要性や緊急性に応じて、資料に基づき会議で周知を図るようにしている。また、法人のコンプライアンスを含む運営規定や諸規定、社会福祉関係法令などを整備し、いつでも職員が閲覧できるような環境を整えている。		

### Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① a ・ b ・ c
<コメント>  ・理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、法人の保育指導担当者の訪問により、保育の質について課題設定を行い助言や指導をしている。 ・『子どもの「自らのびようとする力」、「後のびする力」を育てる保育』、『子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実』を保育理念として、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。		

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を会社と共有し、改善に向け努力を重ねている。</li> <li>・ 基本方針や保育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間の確保や有給休暇の消化、iPadの導入による保育事務の見直しや保育業務の単純化、保育士の得意分野や技能を活用した保育の環境準備などを取り入れ、保育の力量やモチベーションの高揚などの実効性を高めるようにし、理念に沿った運営の実現や働きやすい職場環境を目指して、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮している。</li> </ul>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の基準に準じ法人の方針に基づいた必要な人材や人員体制を整え、保育園の具体的なプランに基づく人事管理が実施されている。</li> <li>・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となるように努めている。</li> </ul>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の就業規則に基づく、採用、配置、異動、昇進や昇格、報酬や福利厚生などの処遇、人材育成、キャリアパスなどの「トータル人事マネジメント」について周知し運用されている。また、保育の資質向上や保育サービスについて法人の査定シートに基づいて自己評価を行い、年3回振り返る機会として施設長との面談を実施し、「期待する保育士像」を明示し、保育の向上や処遇などに繋げている。</li> </ul>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業が確保されて利用している。また、労働災害防止策やセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの防止策と対応策の取り組みがある。</li> <li>・ 職員の就業状況や意向、意見等について、施設長は個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。また、日々の業務の中で職員の状況を把握し、相談やストレスチェックなどを行っている。サポートを必要とする職員に対して、保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。</li> <li>・ 業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。</li> </ul>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、自己評価の振り返りの機会として年3回実施している面談で、「期待する職員像」を口頭で説明し、職員一人ひとりの目標管理に努め、意識やモチベーションを高め、個々の職員の資質向上や人材育成に繋げるようにしている。</li> </ul>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人や市の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。</li> <li>・今年度、保育士の資質や保育力を高め、子どもの理解を深めるための園内研究は取り組んではいないが、今後取り組んでいく方向にある。</li> <li>・保育理念の実現に向け、園内研究の取り組みや園内公開保育などを実施し、保育の質や保育士の力量などの向上に繋げていくことを願いたい。</li> </ul>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修を実施している。</li> <li>・外部研修の情報提供と共に職員の経験や習熟度に配慮した研修の推奨や参加の要請などをして研修の機会を確保し、研修には積極的な参加を勧めている。また、職員が半期ごとに研修計画を作成し、リモートや動画による研修に積極的に参加できる環境を整えている。</li> <li>・研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。</li> <li>・研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。</li> </ul>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、法人のマニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをするようにしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行うようにしている。保護者には、園のたよりや掲示等で理解を求めるようにしている。</li> <li>・実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行うように準備をしている。</li> <li>・実習体制が整えば全て受け入れるようにしているが、今年度は実習の依頼はなかった。</li> </ul>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや入園案内、重要事項説明書、園だよりや掲示板、コドモンアプリ等で保育所の理念や基本方針、保育内容や行事計画、保育の様子などが公開されている他に、保育所で行っている活動状況や活動報告などを印刷物でも情報を提供している。</li> <li>・苦情・相談の体制について、重要事項説明書や入園の案内、掲示板などで保護者や地域に公表している。</li> <li>・第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。</li> <li>・保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。</li> </ul>				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務、経理、取引等のルールや職務分担と権限・責任を明確にし、職員に周知をして、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われるようにしている。</li> <li>・市の監査室による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の事業内容等についての監査も実施されている。</li> <li>・財務については法人で管理し、適切な監査を実施している。</li> </ul>				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育の全体的計画の中に位置づけている。開園2年目であるが、公園での遊びや散策、親子遠足で東山動物園に行ったり、広域避難や洪水時避難場所としての小学校の見学など、少しずつ地域との交流が広がつつある。保育実践活動としての園庭開放は実施していないが、今後計画をしていく予定にしている。</li> <li>・小学校とは、授業の一環として実施されている「町探検」の場の提供をし、小学生を受け入れている。また、小学校から教師が訪問し、保育園の状況を見学する機会がある。</li> <li>・地域の町内会や小学校との幼保小懇談会など地域との情報交換をする機会には、出席の要請があれば応じる予定としている。</li> </ul>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として、ボランティアの受け入れマニュアルや誓約書を整備している。受け入れの際は、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整え、職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をするようにしているが、活動の記録書は整備されていない。</li> <li>・今年度、紙芝居やパネルシアター、環境局のどんぐりでの遊びなどのボランティアを受け入れている。</li> <li>・受け入れの際には、トラブルや事故を回避するためにボランティア活動確認書などで活動状況を記録しておくことを願いたい。</li> </ul>				

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園を中心とした子ども課、家庭児童支援室、子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図るようにしている。</li> <li>・ 保護者には一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター等の情報や資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供するようにしていくことを期待したい。</li> <li>・ 職員には、会議などで説明したり、関連図などを作成して職員間の情報共有を図っていくことを望みたい。</li> </ul>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状、地域の町内会などに出向く機会はないが、園長会の出席や区役所との定期的な相談などで、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行うように努めている。</li> <li>・ 地域との情報収集のための、関係諸機関や団体、民生委員や児童委員、地区の各種団体などとの情報収集する会合や会議、交流は難しい中ではあるが、機会があれば地域の具体的な福祉ニーズの把握につとめ、子育て支援に関する相談事業や講演会、出前保育などの事業に繋げていくことを期待したい。</li> </ul>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所希望時の保育園見学や電話、来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。</li> <li>・ 子育て支援事業として未就園児の親子が遊べる場の提供はしていないが、今後開催の予定とし、親子で遊びや離乳食や育ちの相談などをする中で、子育てサポートを実施していく方向にある。</li> <li>・ 地域子育てサークルなど地域に出向き、遊びを通して子育てアドバイザーをする中で、子育て支援事業に積極的に取り組んでいくことを期待したい。</li> </ul>				

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	⑥	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、施設長会議や職員会議などで共通理解を図るようにしている。また、子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。</li> <li>・ 子どもの人権、文化や食文化の違い、言語文化、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。</li> <li>・ 保護者には、入園説明会や個人懇談などで具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。</li> <li>・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。</li> <li>・ 「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」「人権保育指針」などで共通理解を深めたり、人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したりして、より一層の共通理解を深め保育の取り組みをしていくことを期待したい。</li> </ul>				

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、明確なマニュアルを策定し、プライバシー保護方針に基づいて、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。また、職員には、人権セルフチェックリストを配布し、人権擁護やプライバシーに配慮した保育をするように努めている。</li> <li>・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重が基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルを作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園の案内、重要事項説明書や園だよりなどでサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の見学希望の受け入れや電話等の対応もしている。</li> <li>・ 入園の案内を、地域の公民館や児童館などに置き、広域に情報を提供していくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。</li> <li>・ 園見学や入園説明会において、重要事項説明書に基づいて丁寧に説明し同意を得、書面で残している。また、内容の変更時には、アプリで配信をしたり、保護者に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。配慮を要する保護者への説明については課題としている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭関係の変化や子どもの状態の変化などで、保育所等の変更を行う場合、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに引継ぎや申し送りをしている。</li> <li>・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。</li> <li>・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく書面でも伝える環境を用意したり卒園児を招待したりして、保育の継続性を確保していくよう心積もりをしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

- ・日々の出欠や健康状態、保育の状況や連絡事項などをタブレットで確認している。また、登降を通して保護者と話を聞くように努め、意向を把握するようにしている。また、保育の行事や行事後のクラス懇談、希望者による個人懇談の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしている。意見箱を常設したり、行事ごとにアンケートを実施してアンケートの分析をし、結果を公表して、次年度の保育に反映させるようにしている。
- ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。
- ・得られた意向や要望等は、職員会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。
- ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

保34

a ・ ㉔ ・ c

<コメント>

- ・苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制はホームページや重要事項説明に明記し、仕組みについて園見学や入園説明会などで説明をしている。
- ・保護者への周知と理解の促進のために、苦情解決の仕組みを玄関に掲示したり、意見箱の常設をし自由に意見や相談ができるような環境を整えている。
- ・苦情や相談が生じたときは記録をし、苦情意見対応手順に基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

保35

a ・ ㉔ ・ c

<コメント>

- ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士、栄養士、看護師など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮して相談室などで相談を受けている。相談内容は記録し、内容によっては職員間で共通理解をしている。

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

保36

a ・ ㉔ ・ c

<コメント>

- ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは連絡ノートに記録し、速やかに対応をしている。
- ・寄せられた意見や提案は適宜、その場で話し合い相互理解に努めたり、職員間で話し合い迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。状況により法人と共同して説明する仕組みが整えられている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

保37

㉔ ・ b ・ c

<コメント>

- ・法人としてリスク管理やコンプライアンス規定、BCP事業継続計画などを策定し、それに下づいて非常事態に備えている。また、法人のマニュアルに沿って緊急時の対応や事故対応時の行動が規定され、非常時の保育運用として実践している。重要事項説明書にも明記している。
- ・事故発生時の対応や不審者対応などについてのマニュアルや訓練計画等を策定し、会議で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。子どもの安全確保に関する担当者を設置し、職員会議などで安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。
- ・不審者対応についてはマニュアルを基に会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い、園児の安全確保を心がけている。
- ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検、ヒヤリハットやアクシデントレポートを基に、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。
- ・施設や遊具、園庭等の安全や子どもを取り巻く環境による事故防止について安全チェックリストを用いて点検をし、会議で共通理解を図り職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。
- ・子どもには、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所などを知らせたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。
- ・遊具や備品などの安全性の確保に努め、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。
- ・安全指導計画に基づいて散歩における安全確保を図るために、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項などを再確認している。

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理マニュアルや健康管理マニュアルなど法人のマニュアルが整備され、それに基づいて保健衛生、病気の予防と対応など適切に実施している。</li> <li>・保健衛生や感染症などについて衛生確認会議を実施したりSIDS、嘔吐処理、心肺蘇生などのシミュレーションなどを実施している。また、嘔吐対応用品を備え、適切な対応により二次感染を防ぐようにしている。</li> <li>・保護者には、感染症などの発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などを文書配布や文書の掲示、登降園時に口頭で周知している。また、アプリケーションソフトでスマートフォンやタブレットに配信をしている。</li> <li>・感染症対策として、消毒や換気、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。また、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応について情報を収集し、周知徹底を図っている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の災害時対応マニュアルが整備され、それに基づいて地震や火災、水害対応訓練や災害時における子どもの引き取り訓練などを実施している。また、保護者の協力を得て、有事における緊急連絡や引き取りなどの一斉配信体制も整備されている。災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、災害時の対応としてきずなネットの登録をしている。</li> <li>・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て、小学校の引き取り訓練時に合せ、保護者が引き取り可能な時間帯に子どもを引き取りに来られるような避難訓練を実施し、災害に対する安全確保について認識を深める機会を持つようにしている。</li> <li>・災害発生時、保護者の帰宅困難の対応等に備え、水や災害用非常食、ミルク、おむつなどの備蓄を整備しリスト管理をしている。また、非常持ち出しリュックを備えている。</li> <li>・0歳児の部屋は床暖が施され、2歳児から5歳児の部屋はソフトクッション床材のため、日常裸足で過ごしている。非常時に備え上靴を備え、「靴を履くことの訓練」を定期的実施している。</li> <li>・様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことも願いたい。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の全体的計画を初め各種の実施方法の中に、保育場面について大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、保育の標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。実施方法は職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に会議などの検討会で進められている。</li> <li>・保育力や保育の水準、内容の差異を極力なくし、一定水準や内容を常に実現できるようにマニュアルや手順書などを策定して行くことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にも、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。</li> <li>・標準的な実施方法は、保護者の意向を把握し意見や提案を反映していくように努めている。</li> <li>・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。</li> <li>・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園説明会などで説明し、同意を得るようにしている。</li> <li>・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。</li> <li>・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。</li> <li>・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。</li> </ul>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、法人としての保育の全体計画が作成され、それに基づいて地域や家庭の状況、保育所の特性を加味したアスク東谷保育園の全体的な計画が作成されている。全体的な計画は、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。</li> <li>・ 保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、『友達と仲良く意欲的に遊ぶ子、優しさのある子、よい悪いを考えて行動できる子』を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。</li> <li>・ 入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮した保育課程を職員参画の下で編成している。また、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。</li> </ul>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設し2年目を迎えた保育所であり、内装や床、トイレや水回り、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる環境となっている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し、明るく清潔に過ごせるように工夫がされている。また、遊具や玩具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。</li> <li>・ 保育室環境は整理整頓が行き届き、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保されている。また、3・4・5歳児の生活環境は可動式間仕切りを移動させると遊戯室の機能も兼ね備えた広いワンフロアとなり、リトミックや運動遊び、様々な行事などを展開したり、環境を整えて食事ができる場ともなっている。</li> <li>・ メダカ、カブト虫などの生き物を飼育したり、草花や茄子や胡瓜など身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。</li> <li>・ 食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。</li> <li>・ 町の風情が良く見渡せる園庭には、砂場が設置されている。園庭は、安全や清潔を確保し安全に遊べるような環境を整え、子どもの年齢や発達、興味などを考慮してスコップやバケツ、ボールなどの戸外用の玩具、可動式の鉄棒やプールなどを子どもの遊びの状態や時季を見ながら整えるようにしている。</li> <li>・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。</li> <li>・ 清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を徹底して実施している。また、夏季にはUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達などから生じる子どもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。</li> <li>・ 保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り、子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。</li> <li>・ 子どもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」などを用いて自己チェックをし、振り返りを行っている。</li> </ul>		

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるように援助をしている。</li> <li>・子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや文字、絵カードなど視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉕ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士は子ども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。</li> <li>・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。</li> <li>・玄関前には、プランターの花壇や菜園などがあり、四季の花々や茄子やピーマン、胡瓜など夏野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物や植物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。</li> <li>・室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具、遊びの展開が広がるような遊び空間や生活空間を工夫し提供している。</li> <li>・散歩を活動に位置付け保育園周辺や公園などの散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、親子遠足で東山動物園に出かけたり、交通安全教室でパトカーの見物をしたりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。</li> <li>・3・4・5歳児異年齢保育の中で、当番活動や鬼ごっこなどルールある遊び、買い物の体験やカレー作りなど、5歳児ならではの“らしさ”を発揮している。</li> <li>・今後、電車やバスなどを利用しての体験活動など、公共交通機関の利用や公共の場での交流など5歳児ならではの更なる活動の展開も模索をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの月齢に応じたクラス編成をし、それぞれの生活空間を遊び・生活に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。子どもの発達や遊びの内容に応じて、1歳児と生活や遊びを共にし、発達を促すようにしている。</li> <li>・降園から登園まで家庭で過ごした状況や睡眠、起床、朝食の摂取などを十分に把握し、その子に応じた保育が提供できるよう24時間を視野に入れた保育に心がけている。</li> <li>・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、5分間隔で実施している。</li> <li>・子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたり、語り掛けたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児、2歳児は年齢に応じたクラス編成をし、それぞれの子どもの月齢や年齢に応じた環境を整えて、生活や遊びを意図的に取り入れ、無理なく生活や遊びが展開できるように配慮している。</li> <li>・子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。また、子どもの興味に応じた遊びを心行くまでできる環境を整えている。</li> <li>・1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。</li> <li>・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。</li> <li>・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。</li> <li>・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。</li> <li>・戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。4・5歳児は、異年齢で生活や遊びをしているが、保育内容や目的に応じて同年齢での活動や遊びも展開されている。</li> <li>・3・4・5歳児の保育室の可動間仕切りを開くと遊戯室を兼ね備えた広いワンフロアとなり、様々な遊びや行事などが展開できるようになっている。</li> <li>・年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。</li> <li>・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように保育計画に位置付けそれに基づいて、ルールのある遊びや栽培活動、食育活動や当番活動など集団を意識しての保育を展開している。</li> <li>・外国人講師による英語教室や専任スタッフによる体操やリトミック、認定インストラクターによるレゴプログラミングなど特別保育プログラムを展開している。運動会や発表会などで成果を発表したり、日々の保育場面で子ども同士で楽しみながら披露をしている。</li> <li>・5歳児は異年齢との生活や遊びでのかわりを通して、年長児としての意識を持ち、年下の子どもへモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度該当する子どもの受入れはないが、気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をするようにしている。また、専門機関とのケース検討会や巡回相談の機会を通して保育内容や方法を検討するようにしている。</li> <li>・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。</li> <li>・療育手帳や診断名のある子どもについては、個別指導計画に基づいて保育を行っている。また、子どもの状態に応じて、パーティションを利用して落ち着ける環境を整えたり、スケジュール板を利用して手順の確認ができるようにしている。</li> <li>・個別記録については、気になる子や特別支援を要する子どもが、クラスの他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びをクラス指導計画の中に位置づけ、クラス指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になることを望みたい。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、興味関心に応じた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書などで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。また、保護者とは登園から降園までの引継ぎが一貫して行われるように登降園ファイルを活用している。状況に応じて直接担当が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。</li> <li>・子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。朝おやつを取り入れたり、夕方はクッキーやヨーグルトなどの捕食を提供し、家庭での夕食の内容や量などに影響をおよぼさないように配慮している。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養い、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。</li> <li>・小学校と連携を図り、「小学校見学」に出かけたり、広域避難場所である小学校へ避難する機会もある。支援級希望の保護者や子どもには「一日体験」の機会もあり、就学を見通した保育に心がけている。</li> <li>・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に届けている。また、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努めている。</li> <li>・保護者には、懇談会で就学先の学校情報提供をしたり、個別支援を必要とされる子どもの保護者には、小学校教育アドバイザーへ連絡を促したりして、小学校以降の生活を見通せるようにしている。</li> </ul>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健に関する法人のマニュアルに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて対処している。また、保護者には、入園説明会で子どもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。登園受け入れ時間、視診や検温、午睡時のチェックの実施や健康状態、降園時間などをコドモンで共有し、確認をしている。また、日々の怪我や体調不良、感染症等についてはアクシデントレポートに記録し、状況について職員間で共有している。</li> <li>・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じた的確にチェックをしている。乳幼児突然死症候群について、適切な対応ができるように発生時の訓練を実施している。</li> <li>・保育時間内での体調の変化については看護師や施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。</li> <li>・保護者への情報提供として、子どもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりを毎月発行し、家庭への啓蒙を図っている。</li> </ul>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。また、保健センターによる歯磨き指導も実施している。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、囁託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。</li> <li>・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗い、うがい、歯磨きなど保育の場面に反映させている。</li> </ul>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについて、法人のマニュアルや「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が整備されている。アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、医師が明記した「生活管理指導書」を提出して、施設長や主任保育士、栄養士、保育士などで綿密な打ち合わせを行ない除去食で対応するようにしている。</li> <li>・日々の給食は、食材に卵、クルミやピーナッツを使わない献立とし、年齢別の普通食献立とアレルギー児個々にアレルギーチェックをした献立表を基に、普通食及びアレルギー対応の食事を提供している。</li> <li>・食事については、栄養士と施設長又は主任保育士、担当保育士などで厳密にチェックを行い、アレルギー専用のトレイや食器に配膳をし、席を離すなどをして誤食の防止に努めている。</li> <li>・アレルギー対応の研修会や学習会を実施し、必要な知識や情報を周知させるように努めている。また、現在、エピペン対応児はいないが、取り扱いマニュアルを作成し、取り扱いについて共通理解を深め徹底した対応ができるようにしている。</li> </ul>		
A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食事に関する事項を保育の全体的計画の中に位置づけ、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。</li> <li>・胡瓜や茄子などの野菜を子どもと一緒に栽培し、収穫体験を通してちぎったり、感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えている。食事計画に基づき、キャベツの葉のちぎりなど年齢の低い子どもや一人でもできるクッキング体験、栄養士と一緒にクッキーの型抜きやおにぎり、サンドイッチなど自分が食べるクッキング体験を取り入れ、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。</li> <li>・給食は自園で作り、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。</li> <li>・保育室や間仕切りを開放して異年齢で食事ができるように食事環境を整え楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。</li> </ul>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した保育園の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができるようにしている。アレルギー対応の除去食の他に、ハラル食の対応も可能としている。</li> <li>・保護者に献立や保育園独自の給食だよりを配布したり、食事内容が分かるように献立のサンプルを展示したりして、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、子どもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。食材や食に関する絵本などの展示や献立表とは別に給食だよりを発行したりして、子どもの食事に対して家庭への啓蒙に心がけている。</li> <li>・衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアル「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理が適切に実施されている。</li> <li>・栄養士がクラスを巡回する中で、嗜好や食べる量、残食などを把握し、食事内容や調理の工夫に反映させるようにしている。</li> </ul>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園見学や入園説明会、保育参観、個人面談などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。</li> <li>・ 降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板、種々のたより、アンケートなどを通して意向を把握し、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。</li> <li>・ 保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員間で共有をしている。また、懇談会の内容は職員会議などで共有して保育の実践に反映させるようにしている。</li> <li>・ 「手ぶらで登園」を目指し保護者の持ち物の負担軽減のため、おむつの回収、寝具一式、食事用エプロンやスタイ、口拭きおしぼりを保育園で提供し、洗濯などの管理を行っている。</li> </ul>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人懇談会、運動会や生活発表会など行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。子育ての相談対応について相談室など相談しやすい環境を整え、相談に応じるようにしている。</li> <li>・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じるようにしている。また、必要に応じて子育て支援センターや保健センターなどと連携し、専門的な支援ができるような環境を整えている。</li> <li>・ 保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。</li> </ul>			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルや虐待予防チェックシートを整備している。</li> <li>・ 登降園時の視診や日常健康観察、降園時の5分間対応で保護者とコミュニケーションをする中で、早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。</li> <li>・ 虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談所、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。</li> </ul>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っているが、一定の基準に基づいた自己評価の取り組みや分析については、検討の余地がある。</li> <li>・ 自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析して課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の運営や保育に反映していくことを期待したい。</li> </ul>			

リスト
a
b
c